

業 務 委 託 契 約 書

印
紙

1 業務名称
排水等測定業務

2 業務場所
岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 1 1 3 番地他

3 業務期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)

5 契約保証金
金 円

一般財団法人クリーンいわて事業団いわてクリーンセンター（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、上記業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 甲は、上記業務期間及び業務場所において別記設計書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、委託業務の執行に当たっては、別添仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。

（主任技術者）

第 2 条 乙は、委託業務を担当する主任技術者を定め、契約締結の日から 5 日以内に甲に通知し、その承認を得なければならない。変更する場合も同様とする。

（業務実施計画）

第 3 条 乙は、委託業務に係る工程表を作成し、契約締結の日から 1 週間以内に甲に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された工程表については、甲がその内容を不相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、これを変更するものとする。

（立会及び指示）

第 4 条 甲は委託業務の実施に関し、関係職員をしてその作業に立ち会わせ、又は必要な事項を指示させることがある。

(業務の完了確認)

第5条 乙は、委託業務が完了したときは、甲の完了確認を受けなければならない。

2 甲は、委託業務の実施がこの契約に適合しないと認めたときは、これを適合させるための措置を取るべきことを乙に指示するものとする。

3 乙は、前項の規定に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第6条 委託料の請求は、委託業務の完了確認を受けたのち、所定の請求書により行うものとする。ただし、月間の業務完了に係る委託料の請求額は、業務完了部分に相応する額を限度とする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求を受けた日から起算して、30日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき理由により委託料の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、遅延した金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する率で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

第7条 乙の責めによる事由により成果品の納入が不能となった場合には、乙は、委託料を請求できない。

(前金払)

第8条 乙は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の事業完了の時期を保証期限とし同条第5項に規定する保証契約を締結し、かつ、当該保証金を甲に寄託した場合は、前金払を請求することができる。

2 前項の金額は、委託事業の執行上、甲が前払する必要があると認める経費とし、その額は委託料の30パーセント以内に相当する額とする。

3 乙は、前金払を請求しようとする場合は、所定の請求書を甲に提出するものとする。

(委託業務内容の変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託期間又は委託金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(契約期限の延長)

第10条 乙は、天災等その責に帰することのできない理由により契約期限までに委託業務を完了することができない場合は、甲に対してその理由を付して契約期限の延長を申し出ることができる。

(違約金)

第11条 乙は、自己の責に帰すべき理由により委託業務を履行しなかった場合は、違約金として、履行しなかった業務に係る委託料に相当する額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告し、その期間内に履行の追完がない時は、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約の締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

(2) 乙の責に帰すべき理由により、委託業務を実施する見込みがないと認められるとき、又は履行期限までに完了しなかったとき。

(3) その他この契約に違反したとき。

第14条 前条の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

(委託料の返還)

第15条 乙は、第13条の規定により、この契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納入しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する率で計算した延滞金を甲に支払うものとする。

(損害の賠償)

第16条 乙は、自己の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第 19 条 乙の代表者又は乙の代理人、使用人、その他の従業者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容を他人に漏らし、若しくは委託業務の実施の成果に関する記録（委託譲渡の実施の過程で得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

(かし担保)

第 20 条 甲は、第 5 条第 1 項の規定により委託業務の成果に関する記録が提出された日から 2 年間に限り、乙に対して当該記録について、かし修補又はその修補に代え、若しくはその修補とともに損害の賠償を請求できるものとする。

(補 則)

第 21 条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 3 月〇日

甲 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 1 1 3 番地
一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター
所長 神山 隆行 印

乙 印